

# 大学発新産業創出基金事業 「可能性検証」 2023年度公募について

2023年4月14日



科学技術振興機構

スタートアップ・技術移転推進部

# 国立研究開発法人科学技術振興機構の概要

(Japan Science and Technology Agency, JST)

- 設立年月日：平成15年10月1日
- 理事長：橋本 和仁
- 役員数：理事長1名、運用業務担当理事1名、理事4名、監事2名(うち非常勤1名)
- 常勤職員数：1342名 (令和4年4月1日時点)

- 令和4年度当初予算 (令和3年度当初予算額)

総事業費	1,706億円	(1,420億円)
運営費交付金	1,003億円	(1,002億円)

※一般勘定、文献勘定、革新的研究開発推進業務勘定、創発的研究推進業務勘定を含む。  
※SIP予算、世界レベルの研究基盤を構築するための大学ファンドの創設に係る予算は含まない

## JSTの事業



国立研究開発法人科学技術振興機構 (JST) は、科学技術・イノベーション基本計画の中核的な役割を担う機関であり、科学技術の振興を図ることを目的とする国立研究開発法人です。

科学技術の振興と社会的課題の解決のために、国内外の大学・研究機関、産業界等と連携した多様な事業を総合的に実施し、社会の持続的な発展と科学技術・イノベーションの創出に貢献していきます。

# 大学発新産業創出基金事業について

## ✓ 事業概要

大学等発スタートアップ創出力の強化に向けて、研究開発成果の事業化や海外での事業展開の可能性検証を視野に入れた研究開発を推進するとともに、地域の中核となる大学等を中心とした産学官共創による大学等発スタートアップ創出支援等を実施可能な環境の形成を推進します。

- ※ 本事業は、令和4年度第2次補正予算によって措置された、大学発新産業創出基金を用いて実施します。
- ※ 「A-STEP トライアウト」は、2023年度公募を行いません。ご提案いただく場合には、「可能性検証」へのご応募をご検討ください。

# 「可能性検証」 2023年度公募のスケジュール

募集期間		選考期間(予定)		研究開始日 (予定)	採択予定 件数※
開始	締切	書類	面接		
4月4日 (火)	<b>5月25日 (木) 正午</b>	5月下旬～ 8月下旬	—	10月1日	120課題 程度

※ 採択件数は課題提案の状況や予算により変動。

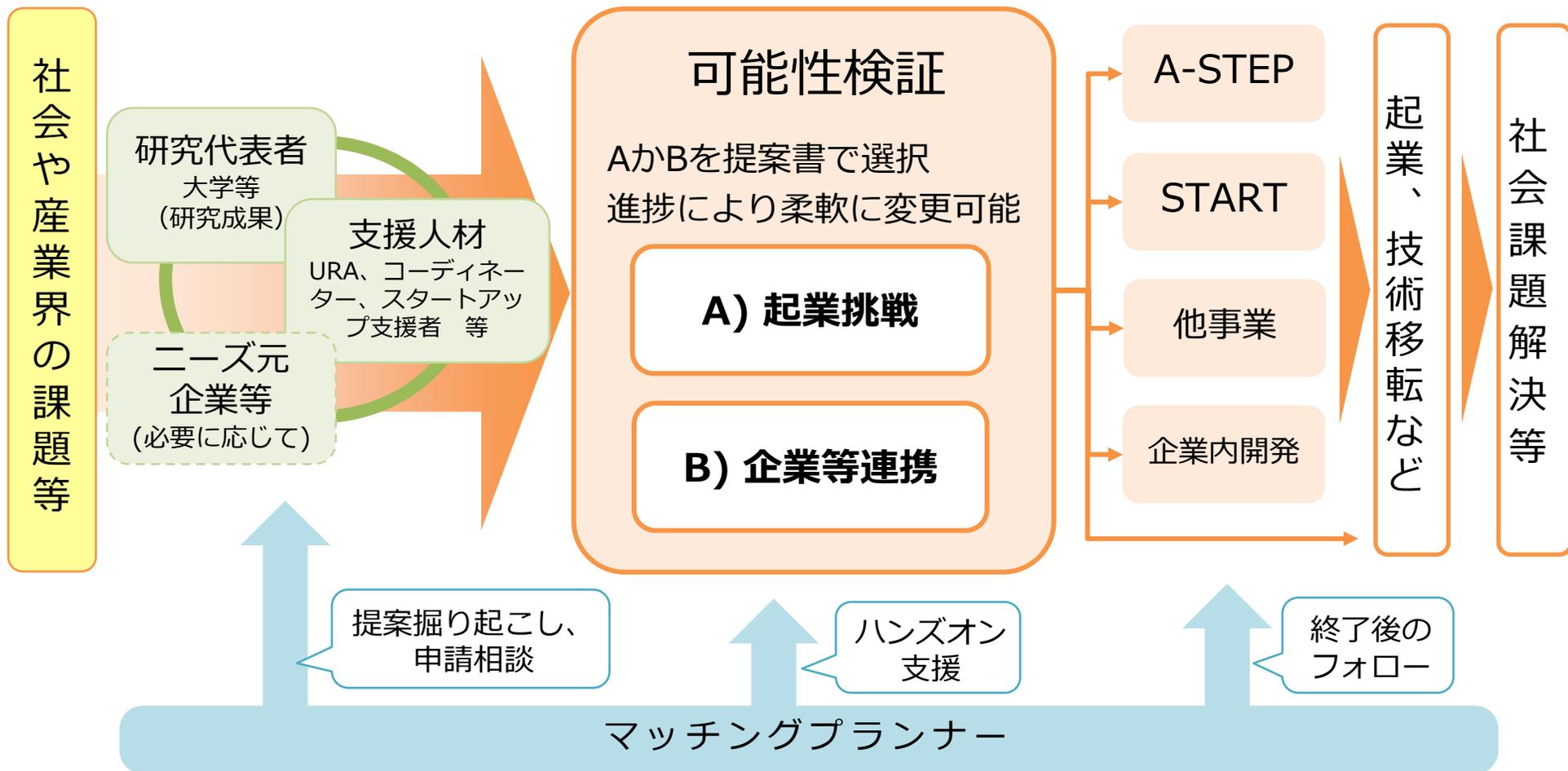
## ✓ 目的

大学等の研究成果について**企業等との連携による  
実用化や起業に挑戦できる可能性を検証**するための  
試験研究を支援

## ✓ ねらい

実用化の可能性を判断し、それに向けた本格的な  
研究開発に移行することで、科学技術イノベー  
ションの創出や、社会的・経済的な波及効果の創  
出を期待。

# プログラムの流れ

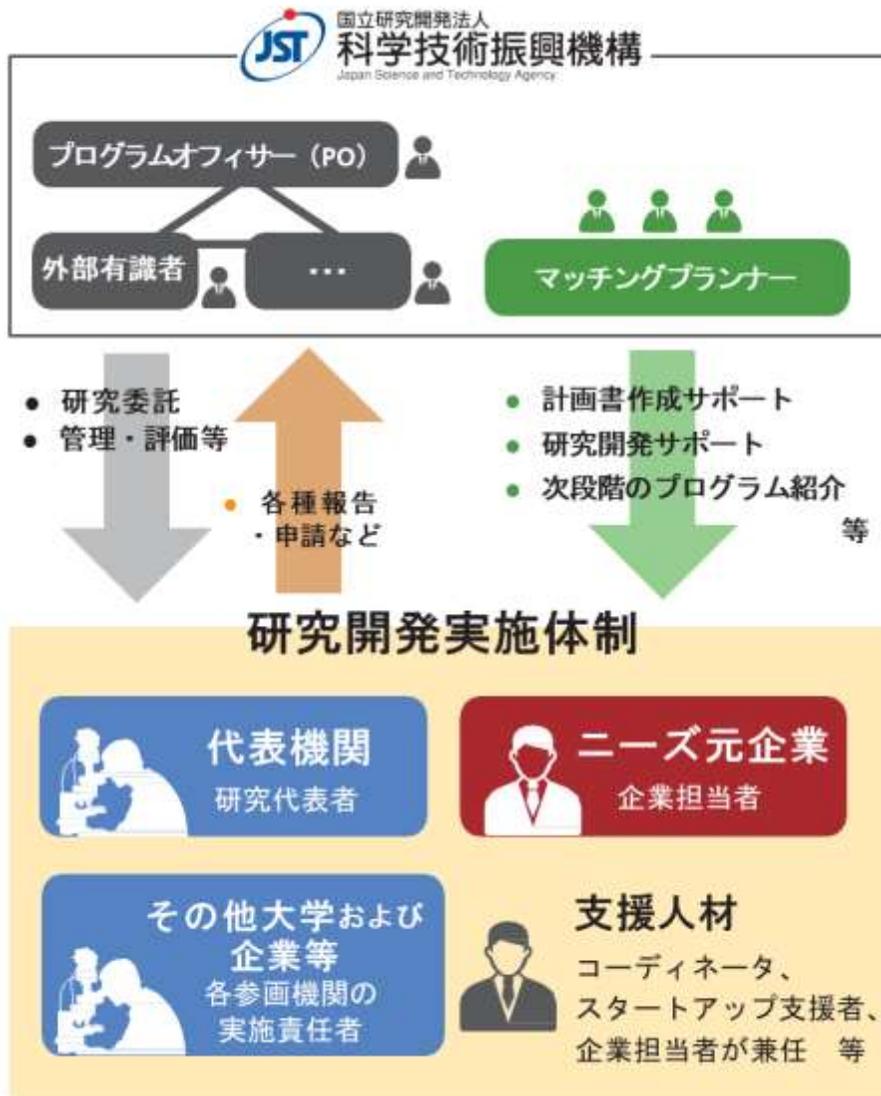


# 支援内容

提案コース	【起業挑戦】	【企業等連携】
提案内容	起業を検討する提案	既存企業への技術移転を検討する提案
研究開発体制	研究代表者、支援人材 の2者 (企業担当者を含め3者も可)	研究代表者、支援人材、 企業担当者 の3者
研究開発費 (総額・上限・ 間接経費込み)	600万円 (特許調査、競合調査、市場調査、試作品 によるユーザー評価などプレマーケティング 等の費用も支出可能)	300万円 (研究開発期間中に当初から変更して起業の 検討を行うこととなり、JSTが認めた場合に は、最大総額600万円まで増額可能)
研究開発 期間	1年または1.5年	

※実用化に向けてより効果的に推進するため、研究開発の進捗状況等に応じて、提案時の【起業挑戦】・【企業等連携】の設定にかかわらず、より適切な方法での実用化を目指して柔軟に検討いただきます。

# 可能性検証の仕組み



項目	内容
目的	大学等の研究成果について企業等との連携による実用化や起業に挑戦できる可能性を検証
研究開発チーム	<p>【起業挑戦】研究者・支援人材※の2者で提案、必要に応じて企業の参画可能</p> <p>【企業等連携】研究代表者・企業・支援人材※が3者で提案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 課題全体の代表者は大学等の研究者</li> <li>● 大学等、企業等が複数でも可</li> </ul> <p>※支援人材：本申請課題を、事業化に向けて、継続的に支援できる役割を担う人材</p>
研究開発費 (間接経費込)	<p>【起業挑戦】上限600万円（総額）</p> <p>※ 市場調査等の費用も支出可能</p> <p>【企業等連携】上限300万円（総額）</p> <p>※ 企業等への研究開発費配分は不可</p>
実施期間	● 最長2年度（1年または1.5年）
契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>● JSTと、JSTの研究開発費を受ける機関の間で個々に委託研究開発契約（再委託は不可）</li> <li>● 実施体制内の機関間で、成果の取扱いに関する取り決め締結を求める</li> </ul>
JSTによる マネジメント	● マatchingプランナーが支援人材と協力して次ステップに向けた支援実施

# マッチングプランナー(MP)とは

マッチングプランナーは、産学連携による技術開発を行う企業と研究者の間に立ち、両者のマッチングから円滑な関係の構築、適切な支援メニューの助言や活用支援等を行う、JSTが雇用する専門人材です。全国5拠点で活動しています。



## 研究者の皆様へのご支援

- ◎ ニーズに基づく研究成果活用への助言
- ◎ 各種支援制度の提案/応募の支援
- ◎ 採択課題の推進支援と、次の展開に向けた助言

## 企業の皆様へのご支援

- ◎ ニーズを解決できるシーズを全国から探索
- ◎ 大学等との連携の橋渡し
- ◎ 実用化に向けた産学連携体制の支援

## 支援人材の皆様へのご支援

- ◎ JST内外の支援制度の提案/事業説明・個別相談対応
- ◎ 産学連携プロジェクト推進への協力
- ◎ 研究成果広報機会の提供  
(プレスリリース、新技術説明会等)

<詳細はHPへ>

[https://www.jst.go.jp/a-step/outline/tryout\\_mp.html](https://www.jst.go.jp/a-step/outline/tryout_mp.html)

# 支援金額・対象・期間等

企業等と連携した実用化または起業の可能性を判断するためのエビデンス取得に必要な研究開発費を支援します。

研究開発費 【起業挑戦】 総額 **600万円** を上限（間接経費含む）  
【企業等連携】 総額 **300万円** を上限（間接経費含む）

対象機関 「大学等」  
※JSTから企業等への資金配分は行いません。

研究開発期間 最長2年度  
※原則、1年間もしくは翌年度末までの2種類から選択

契約 JST指定の雛形に基づき、研究委託契約を締結  
(支出先と個々に契約を締結。研究再委託不可)

# 公募の対象となる研究開発課題

- **特定の分野を指定せずに幅広く募集します。**
- 社会的・経済的なインパクトに繋がることが期待できるイノベーションの創出に向け、幅広い分野からの研究開発提案を対象としています。

医療分野の研究開発は国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が担っているため、【企業等連携】では、原則として募集の対象外となります。

※ 判断が難しい場合は、JSTまでご相談ください。

# 応募の要件（1）

- 【起業挑戦】 研究代表者・支援人材の**2者が揃っている**  
（企業担当者は任意）
- 【企業等連携】 研究代表者・企業担当者・支援人材の**3者が揃っている**
  - 企業担当者と支援人材の兼務は可能です。
  - 40歳未満の研究代表者も【企業等連携】は3者必須です。
- 研究開発費総額が**上限を超えない**  
【起業挑戦】 600万円、【企業等連携】 300万円
- 研究代表者1名につき、**1課題のみ**応募可能。  
（【起業挑戦】と【企業等連携】の異なるコースでも同時応募不可）

# 応募の要件（2）

- 研究代表者
  - もととなる研究成果の創出に関与
  - 研究開発期間中を通して、日本国内に居住し、かつ、大学等に常勤（もしくはは契約上研究受託が可能）
  - 研究倫理に関する教育プログラムを応募時点で修了
- 企業等
  - 日本の法人格を保有

# 重複実施制限について

同一の研究代表者は右のうち2つ以上の事業を同時に実施することはできません。

応募段階での制限はありませんが、複数の事業に応募した場合は採択が決定した段階で、可能性検証を実施するか、他事業の審査結果を待つために可能性検証を辞退するか選択していただきます。

また、同一の研究代表者が、同一事業に複数の課題に応募することはできません。

ただし、異なる技術シーズについて起業を目指す提案と技術移転を目指す提案をそれぞれ異なる事業に提案する場合、同時実施可能です。

なお、A-STEPの各支援メニューとの重複応募は可能です。

大学発新産業創出基金事業

可能性検証

プロジェクト推進型 起業実証支援

上記以外の事業（予定）

研究成果展開事業

大学発新産業創出プログラム（START）

プロジェクト推進型

起業実証支援

ビジネスモデル検証支援

SBIRフェーズ1支援

大学・エコシステム推進型

スタートアップ・エコシステム形成支援内の研究開発課題

大学推進型内の研究開発課題

**詳細は公募要領p.19 「2.8 重複実施の制限について」をご確認ください。**

# <重複実施制限の一覧表> 公募要領p.22

		大学発新産業創出基金事業※				研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム					
		起業実証支援	可能性検証		起業実証支援、可能性検証以外の他事業（予定）	ビジネスモデル検証支援	SBIRフェーズ1支援		スタートアップ・エコシステム形成支援内の研究開発課題	大学推進型内の研究開発課題	
			【起業挑戦】	【企業等連携】			起業による技術シーズの事業化を目指す場合	技術移転による技術シーズの事業化を目指す場合			
大学発新産業創出基金事業※	起業実証支援	—	×	○	×	×	×	○	×	×	
	可能性検証	【起業挑戦】	×	—	—	×	×	○	×	×	
		【企業等連携】	○	—	—	○	○	○	×	○	○
	起業実証支援、可能性検証以外の他事業（予定）		×	×	○	—	×	×	○	×	×
研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム	ビジネスモデル検証支援		×	×	○	×	—	×	○	×	×
	SBIRフェーズ1支援	起業による技術シーズの事業化を目指す場合	×	×	○	×	×	—	—	×	×
		技術移転による技術シーズの事業化を目指す場合	○	○	×	○	○	—	—	○	○
	スタートアップ・エコシステム形成支援内の研究開発課題		×	×	○	×	×	×	○	—	×
	大学推進型内の研究開発課題		×	×	○	×	×	×	○	×	—

【凡例】

○：同時に実施可

※ それぞれ技術シーズが異なることが条件となります。同一の技術シーズについて起業と技術移転で2件同時に実施することはできません。

×

※ 両方に応募することは可能ですが、一方の事業の採択が決定した段階で、当該事業を実施するか、他事業の審査結果を待つために当該事業を辞退するか選択していただきます。

—：同時に応募不可（同一事業への複数応募は不可）

# 選考の観点

以下の観点に基づき総合的に実施します。

## 観点① 技術シーズの新規性・優位性

独自性の高い研究成果に立脚し、または、独自の発想に基づく複数の研究成果や技術の組み合わせにより、優位性のある技術を目指した提案であること。

## 観点② イノベーションインパクト

実現を目指す技術や製品・サービス等が、利用者等へ直接的なメリットをもたらし、また他の技術の革新等を通じて社会の変革を促し、社会課題等の解決や経済的・社会的価値の創出が期待されること。

## 観点③ 研究開発の目標

研究開発期間終了時点までの目標が、技術の実用化・社会実装に向けた課題を認識した上で設定されており、技術の実現可能性の判断を行ううえで妥当であること。

(技術や製品等の実用化・社会実装に向けて必要がある場合、倫理的・法的・社会的な課題(ELSI)等に対する「総合知」の観点からの検討状況・構想も含む。)

## 観点④ 研究開発の計画

目標達成までの課題が的確に把握され、提案された計画(実施内容、スケジュール、実施体制等)が具体的かつ実行可能であること。

【起業挑戦】特許調査、競合調査、市場調査、試作品によるユーザー評価などプレマーケティング等を含む場合、その計画が起業の可能性判断に向けた検討内容として妥当であること。

なお、評価においては、地域の大学等における研究成果を活用し、地域またはグローバル課題の解決に貢献する研究開発かどうか等の観点も考慮します。

# 課題提案書フォームについて

全体を、研究代表者、企業担当者、支援人材が協働して記載してください。  
記載者指定のある項目は記名が必要です。

項目名	内容
基本情報	課題名、研究代表者等の情報を記載
1 課題概要	応募課題の概要を記載（300字以内）
2 技術シーズ	基となる研究成果の独自性、開発する技術の優位性について記載
3 イノベーションインパクト	実現を目指す技術のメリットや市場性、解決される課題について記載するとともに、技術の社会実装に伴う社会的・経済的波及効果について記載。 <b>【起業挑戦】研究代表者、支援人材、企業担当者いずれかが記載</b> <b>【企業等連携】企業担当者が記載</b>
4 研究開発の目標	技術の実現可能性を判断するための、本研究開発期間終了時点での具体的な目標を記載
5 研究開発の計画	目標達成に向け、または企業の可能性検証に向け、研究開発期間中に実施する項目や内容、スケジュール等を記載 <b>【起業挑戦】特許調査、競合調査、市場調査、試作品によるユーザー評価などプレマーケティング等の計画についても記載</b>
6 支援人材のコメント	他技術への展開可能性や、研究開発の推進を後押しする環境、起業や技術移転に向けた懸念点と対応予定、支援人材の果たす役割等を記載。 <b>支援人材が記載</b>
7 研究開発費執行計画	研究開発費の執行計画について、具体的に記載
8 研究開発の体制	研究開発への参加者を記載
9 研究費の応募・実施等の状況・エフォート	競争的研究費、助成金等の事業への応募・実施、および民間企業等（海外を含む）からの研究費等の受け入れ状況を記載
10 関連文献リスト	研究代表者による、応募課題の研究開発に関する論文発表や出願特許等を記載
11 専門用語等の説明	課題提案書内で用いた専門用語、特殊用語等について簡単に説明
12 法令遵守にかかる申告	法令・指針等に基づき事前の承認・実施可能性の確認が必須である事項について、適切な措置が講じられているか等を記載
13 利益相反マネジメントにかかる申告書	「利益相反マネジメントの実施」に基づき、該当有無を申告

5ページ程度

1ページ以内

# 課題提案書フォーム

## 「9 研究費の応募・実施等の状況・エフォート」について

国内外を問わず、競争的研究費のほか、民間財団からの助成金、企業からの受託研究費や共同研究費などの研究資金について全て記載してください。

※ 研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、産学連携等の活動が委縮しないように、個別の事情に配慮して以下の通り扱います。

- 応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ（原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみ）の提出を求めます。
- ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出いただくことが可能です。なお、その場合においても、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。
- 所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有される場合もありますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。

※ **課題提案書への記載以外に、e-Rad上の「研究者情報」画面での登録が必要です。**  
**e-Rad外の研究費がない場合も、当該画面「(3)誓約状況」で「報告している」へのチェックは必須ですのでご注意ください。**

# 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) について

- ✓ 課題提案はe-Radを使用する。  
e-Rad以外の方法による応募は受理しない。
- ✓ e-Rad利用にあたり、事前に所属機関の登録が必要。

## e-Rad webサイト

<https://www.e-rad.go.jp>

## e-Radの操作方法に関するお問い合わせ先

e-Radヘルプデスク

電話：0570-057-060（ナビダイヤル）

9:00～18:00（土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く）

**締切間近はシステムが混み合います。  
時間に余裕を持って申請を行ってください。**

# 課題提案書の作成・提出等

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による電子申請です。

## 1. e-Rad申請者

研究代表者（大学等の研究者）

## 2. 提出までの流れ

- ① e-Rad登録（所属機関登録及び研究者登録）
- ② 課題提案書作成
- ③ e-Rad上で申請情報入力および②のファイルをアップロード・提出

※詳細は公募要領「別紙 e-Radでの応募について」を参照

**締切間近はシステムが混み合います。  
時間に余裕を持って申請を行ってください。**

# 課題提案書提出時の注意点

- e-Radへ必要事項を入力の上、課題提案書をアップロード
- 課題提案書はPDFファイルに変換し、**正しく閲覧できるか確認してください**。  
文字化け等は記載されていないものとして扱うことがあります。
- 郵送、持ち込み等、e-Rad以外の応募は不受理
- 応募に際しては、e-Radに研究代表者、及び主たる研究分担者の研究者IDが必要
- **募集締切時に、応募が完了していない提案は審査対象外**
- 応募締切後、e-Radで課題提案の取り下げ処理を行った場合、応募辞退とみなして審査対象外

課題年度 (西暦)	課題ID	公募名	応募番号	研究機関名	課題の状況	申請の種別 (ステータス)	編集/各種申請、実績報告
2020					応募中	配分権開始処理中	申請可能な手続きへ
					応募中	申請中	

# 応募に当たっての留意点

- **【起業挑戦】と【企業等連携】で申請ページが異なりますので十分にご確認くださいの上応募してください。**
- 研究開発内容を**他の機関（大学等や企業等）と分担する場合は、課題提案書の実施体制に記載してください。**
- 研究開発費の配分を受けて本応募に参画する機関（大学等）は、**申請前までにe-Rad登録が必要です。**
- 本プログラムに採択され、研究開発を実施する際には、**実施体制に記載された機関との間で、成果の取扱等に関する取り決めを締結してください。**
- 採択後に、計画書と共に**データマネジメントプラン（※）**を提出していただきます。

※成果として生じる研究開発データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載。

# <注意事項>

## 形式不備・要件不備について

課題提案書に形式不備が無いが、e-Radでの提出前に今一度ご確認ください。

### 【形式不備・要件不備に多いパターン】

#### × 「必須項目が未記入、削除等されている」

- ・ 課題提案書には、該当なしでも「該当なし」にチェックの上、提出必須の項目があります。
- ・ 企業担当者が支援人材を兼務している場合でも、基本情報の両者にご記入ください。
- ・ 記載者指定のある項目は、指定された方が記載してください。

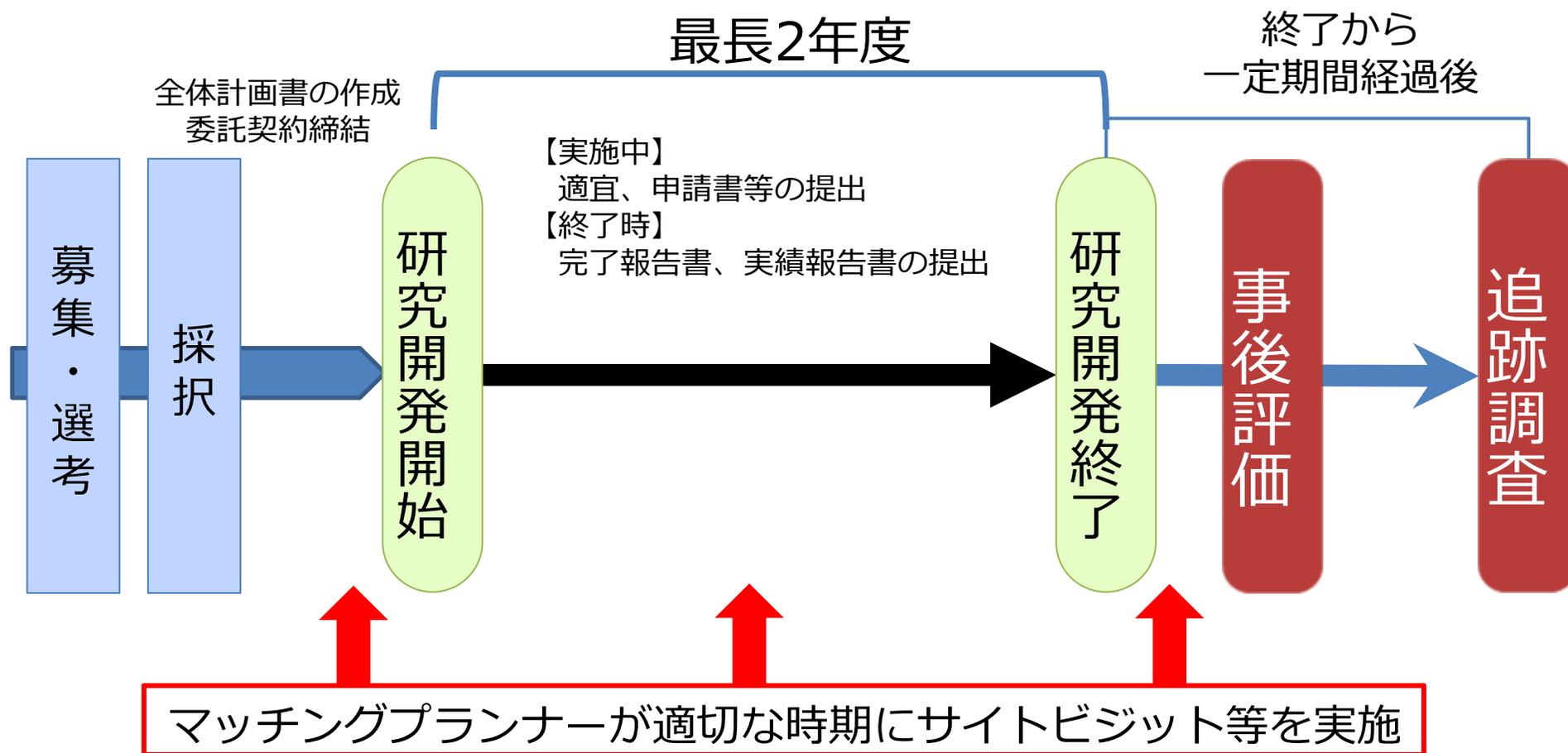
#### × 「企業が法人格を持っていない」

- ・ ニーズ元企業は日本国内に法人格を保有していることが要件です。

#### × 「研究開発費が上限を超えている」

- ・ 研究開発費の上限は間接経費を含んだ金額です。
- ・ 研究開発費合計に誤りがないか、提出前に必ずご確認ください。

# 研究開発推進の流れ



※各種報告書は研究代表者、支援人材、企業担当者（体制に含む場合）で協働して作成し、代表機関が提出します。  
※調査は企業担当者に協力頂くことがあります（研究代表者経由）。

# 研究開発費

## (1) 直接経費

- 物品費(設備備品・消耗品費)
- 旅費
- 人件費・謝金
- その他(外注費、その他経費)

## (2) 間接経費

- 研究開発に関連した研究環境の改善や機能向上のための経費。  
(直接経費の30%を上限)

※ 研究開発費には消費税が含まれます。

※ 大学等が、実施体制に含まれる企業等より、物品調達、役務の提供を受ける場合には、**利益排除が必要**です。(公募要領Q&A Q45参照)

# 特許関連経費の直接経費からの支出について

可能性検証では、大学等を対象として、以下の1から2の要件をすべて満たすことを条件として、特許関連経費を直接経費から支出することが可能です。

(条件を満たしていない場合は間接経費から支出することが可能です。)

1. **研究開発期間中に得られた研究成果、または、研究開発期間中に知財戦略を構築した結果、出願が必要となった成果** (本研究開発期間開始前の成果) を出願するものであること。
2. 原則、**委託研究期間内に出願**すること。

※ 特許出願する場合、事前に特許戦略を十分検討ください。

※ 知財戦略上必要な場合、国内出願が済んでいる特許の**外国出願 (PCT 出願を含む) も対象**となります。

※ 支出にあたっては、知財戦略および特許出願について記載のある計画書がJSTで承認されている必要があります。

※ 他の経費からの流用については認められない場合がありますので事前にご相談ください。

**詳細は、公募要領p.34をご確認ください。**

# 地域関係者の参加について

- 地域課題の解決を目指す場合などにおいて、必要に応じ、自治体などの地域の関係者も参加可能です。
- 自治体担当者、地域の農業・漁業等組合の職員、地域のNPO法人の担当者などを想定しています。
- 研究開発にかかる打合せや、フィールド試験等への参加のための旅費等を支給することが可能です。
  - ※ 研究開発内容を分担しない場合、JSTと対象者所属機関との委託研究契約は締結しません（JSTから直接支出しません）。
- 課題提案書「研究開発の計画」において、参加者および目的を記載してください。

# 利益相反マネジメントについて①

公正で透明な評価及び研究資金配分を行う観点から、JSTの規定に基づき、利益相反マネジメントを実施します。

※詳細は公募要領「2.12 利益相反マネジメントの実施」をご参照ください。

提案課題の「参画機関」「二ーズ元企業」と、「研究開発担当者」の関係

**「研究開発担当者に関係する機関」とは・・・**

- 研究開発担当者等の研究開発成果を基に設立した機関
- 研究開発担当者等が役員に就任している機関
- 研究開発担当者が株式を保有している機関
- 研究開発担当者が実施料収入を得ている機関

※研究開発担当者：研究代表者及び他の参画機関における実施責任者の総称。

※研究開発担当者等：研究開発担当者、研究開発担当者の配偶者及び一親等内の親族

- ・上記に該当する機関を二ーズ元企業として提案すること
- ・上記に該当する機関を参画機関とし、その機関に対してJST から研究資金が配分されることは、研究開発担当者の利益相反に該当する可能性があるため、利益相反マネジメントを実施します。

# 利益相反マネジメントについて②

※所属機関における規定上、法令上の利益相反取引に関する必要な手続きを行った上で応募してください。

「研究開発担当者に関係する機関」  
に当てはまる企業等を  
**二重元企業**とした提案ですか？

はい

課題提案書「13 利益相反マネジメントにかかる申告書」にて**申告が必要**です。

いいえ

「研究開発担当者に関係する機関」  
もしくはJSTの出資先企業を  
**参画機関**とした提案ですか？

はい

いいえ

マネジメント対象外のため、  
項目13では「該当なし」を選択。

※項目13は該当有無に関わらず提出必須

# 研究倫理教材の受講・修了について

## ● 研究開発機関の体制整備等

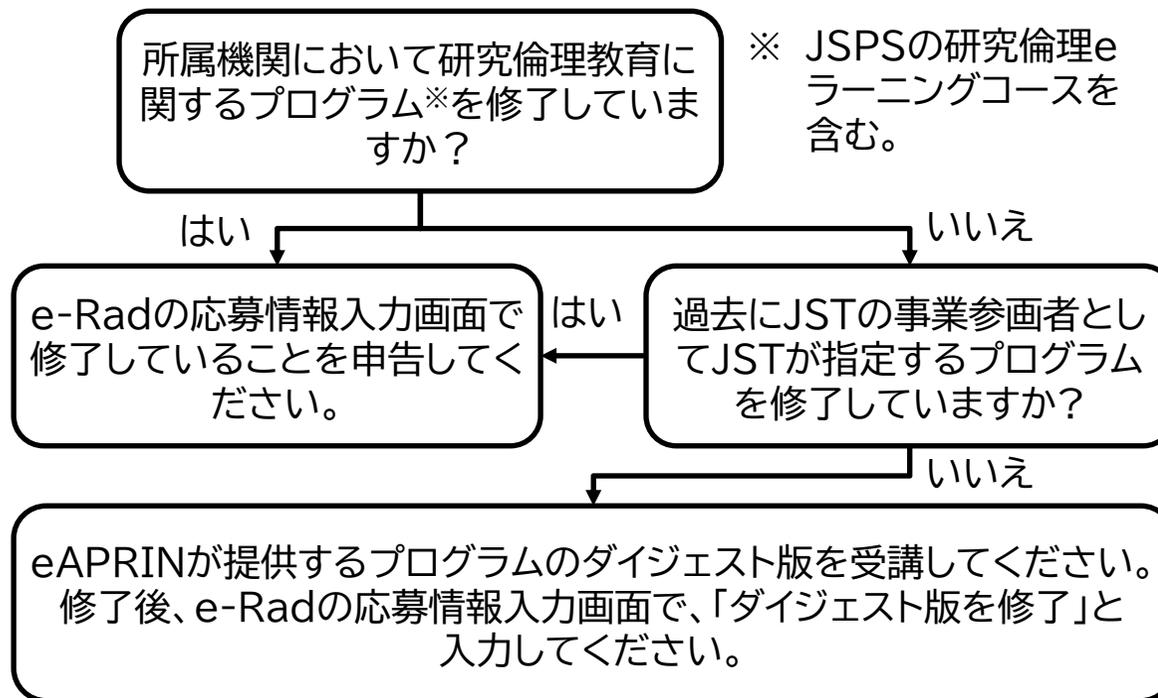
- 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく公的研究費の管理・監査の体制整備。
- 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」における行動規範や不正行為への対応規程等の整備や、不正行為防止のための体制構築。
- 研究開発機関は、上記ガイドラインに基づく体制整備状況のチェックリストをJSTとの契約締結前にe-Rad経由で文部科学省に提出。

## ● 受講・修了の義務等

- JSTでは、原則として全ての研究参加者に対して、eAPRIN（旧CITI）の指定単元を受講・修了することを義務づけ。
- 研究開発機関は、上記ガイドラインの内容を周知させるとともに、研究倫理教材を履修させる義務を負う。
- 研究者等がJSTの督促にも関わらず修了義務を果たさない場合は、委託研究開発費の全部又は一部の執行停止を研究開発機関に指示。

# 研究倫理に関する教育プログラムの受講・修了について

- ✓ プロジェクトリーダー（研究代表者）がプログラムを受講・修了していることが応募の要件。
- ✓ 以下のフローチャートを確認し、必要に応じてプログラムを受講すること。



※ 採択後、研究開発に参加する方全員を対象に、別途受講・修了を義務づけ

**eAPRIN (IBCITI) の  
プログラムダイジェスト版**

<https://edu2.aprin.or.jp/ard/>

# オープンアクセス及びデータマネジメントについて

## 1. 研究開発成果論文のオープンアクセス化

本事業で得られた研究開発成果にかかる論文について、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物等を通じ、原則として公開

## 2. データマネジメントについて

データマネジメントプラン（DMP）を作成し、それに基づいて本事業の実施によって生産された研究開発データを適切に管理・保存

開発・事業化に支障がない限り、

- ・ 研究開発成果に係る論文のエビデンスデータは公開を推奨
- ・ エビデンスデータ以外のデータについても公開を期待

- ※ 非公開を選択することも可能
- ※ DMPは採択後、研究開発計画書とともにJSTに要提出
- ※ オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関するJSTの基本方針（<https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04>）

# 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。

そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づき輸出規制が行われています。したがって、外国為替及び外国貿易法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外国為替及び外国貿易法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

経済産業省等のウェブページで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）  
[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)

# 研究機関における研究インテグリティの確保について

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

○研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）

[https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/integrity\\_housin.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/integrity_housin.pdf)

# 既存の研究施設・設備の有効活用による 効果的な研究開発の推進について

- 文部科学省においては、研究施設・設備の共用や異分野融合のための環境整備を促進。
  - 応募にあたり、研究施設・設備の利用・導入を検討している場合には、大学・独立行政法人等が保有し広く開放されている施設・設備や産学官協働のための「場」等を積極的に活用することを検討してください。
- ※ 高エネルギー加速器研究機構との連携について
- ✓ 高エネルギー加速器研究機構・物質構造科学研究所・放射光実験施設から、放射光利用に適した課題についてアドバイスを受けられます。また、本プログラムによる研究課題は、高エネルギー加速器研究機構の放射光実験施設等の優先施設利用を受けられます。  
<https://www2.kek.jp/imss/pf/use/program/>
  - ✓ 高エネルギー加速器研究機構・物質構造科学研究所・量子ビーム連携研究センターから、放射光を含む、中性子、ミュオン、低速陽電子の複合的な利用（マルチプローブ利用）に適した課題についてアドバイスを受けられます。  
<https://www2.kek.jp/imss/ciqus/>

# 【参考】過去の応募・採択状況

## A-STEPトライアウトの実績

R2年度		R2年度追加※1		R4年度	
応募	採択	応募	採択	応募	採択
832	259	879	300	684	160

※1 令和2年度補正予算にて実施。

# 「大学発新産業創出基金事業」お問い合わせ先

事業	問い合わせ先
可能性検証 マッチングプランナー	スタートアップ・技術移転推進部 地域イノベーショングループ e-mail: <a href="mailto:mp@jst.go.jp">mp@jst.go.jp</a>
プロジェクト推進型 起業実証支援	スタートアップ・技術移転推進部 スタートアップ第1グループ e-mail: <a href="mailto:start-boshu@jst.go.jp">start-boshu@jst.go.jp</a>

大学発新産業創出基金事業Webサイト:

<https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/>